

(仮称) 藤沢市子ども・若者^{ともいく}共育計画の策定について (素案)

1 趣旨

これまで、令和5年4月に施行された「こども基本法」及び同年12月に閣議決定された「こども大綱」の考え方、現行の「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」、「藤沢市子ども共育計画」並びにその他子どもに関する計画を統合すること、令和5年度から令和6年度にかけて実施した複数の調査の結果等について、令和6年2月、6月、9月の子ども文教常任委員会において報告しました。

今回は、11月に開催した「藤沢市子ども・子育て会議」での審議を踏まえ、「(仮称) 藤沢市子ども・若者共育計画」(以下「本計画」とする。)の素案を策定しましたので報告します。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」に基づく市町村こども計画として策定するとともに、子ども・子育て支援法で義務づけられている幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定める第3期藤沢市子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

また、あわせて、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画及び成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく成育医療等基本方針に規定される、いわゆる母子保健計画を本計画に位置づけます。

市町村計画の名称	根拠法令
市町村こども計画	こども基本法
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法
自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法
母子保健計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

(2) 対象期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）



(3) 計画名称・計画の目指す姿・基本的な視点

計画の名称については、「こども基本法」に規定する「こども」（心身の発達の過程にある者）に対する計画であることをより明確にし、成人に達している若者も計画対象であることを認識しやすくするため、「子ども・若者」と表現し、また、すべての子ども・若者は地域で共に育ち、共に育てるという基本的姿勢を改めて表明するため「共育」を加えました。

計画名称

「（仮称）藤沢市子ども・若者共育計画」

本計画は、「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」（以下「生活実態調査」という。）の結果を踏まえ、子どもの生活満足度の向上を目指すものとします。また、主に小中学生を対象に実施した「こどもにやさしいまち」に関するアンケートの結果についても、「周囲の人々（大人）がとる態度（理解や支援）」、「子どもの生活における安全・安心」、「自分の意思でやりたいことをやれる」、「遊びや体験の充実」、「自分の意見が尊重される」などの意見が多数みられ、子どもの人権を守り、生活満足度の向上を目指していく、本計画の推進の方向性と一致するものとなりました。これは、「こどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」の実現を目指す「こども大綱」の考え方とも共通するもので、この目指すべき状態を示すとともに、現行計画の地域共生社会実現の理念を継承し、次のとおり計画の目指す姿を定めます。

計画の目指す姿

「こどもの笑顔がつながるまち、ふじさわ」
～子ども・若者一人ひとりの可能性を育み、
だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会～

また、本計画の目指す姿を実現させるため、すべての施策の推進にあたり共通して意識すべき、6つの基本的な視点を次のとおり掲げ、施策を展開し計画に取り組みます。

基本的な視点

- 1 子ども・若者の一人ひとりの人格や個性を大切にして、今とこれからのウェルビーイングと、その最善の利益を実現できるよう支援する。
- 2 子ども・若者の意見表明と社会参画を支援し、こども施策への反映に向けて対話しながら共に取り組む。
- 3 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく、包括的に支援する。
- 4 困難な状況にある子ども・若者をだれひとり取り残さず、貧困と格差の解消に向けてきめ細かく支援する。
- 5 若い世代の結婚や子育ての希望の実現に向けて、生活の基盤の安定や、共働き・共育てを推進する。
- 6 地域社会全体で連携して、共育の取組を推進する。

(4) 施策の展開

本計画は、計画の目指す姿を実現するため、国の「こども大綱」を勘案し、8つの基本目標を立てるとともに、目標ごとに施策の柱を立てて、事業を推進していきます。

また、生活実態調査によって明らかとなった「生活困難層」及び「困窮層」並びに「ひとり親世帯」の課題に加え、「生活満足度」の低い子ども・若者の様々な課題にも対応をするものとなります。

さらに、この間の法改正等に基づく新たな施策についても位置づけ、その推進を図ります。

特に、「こども大綱」には、これまでの子ども・子育て支援事業に加えて、「こども基本法」「児童の権利に関する条約」などの子どもの人権を守るための様々な施策や考え方が規定されています。そのため、基本目標の一つに「子ども・若者の意見聴取・意見反映」を定めるとともに、「児童の権利に関する条約」の周知啓発を事業として位置づけ、子どもの意見を尊重していくことで、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進していきます。

【基本目標及び施策の柱に関する比較表】

現行計画（第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画）

基本目標1 子育て支援の充実
柱1 子育て支援サービスの充実
柱2 乳幼児期の保育・教育の充実
柱3 子どもの居場所の充実
柱4 子育て支援のネットワークづくりと人材の活用
柱5 経済的負担の軽減
基本目標2 親子の健康の確保及び増進
柱1 妊産婦・乳幼児期への切れ目ない保健対策の推進
柱2 「食育」の推進
柱3 小児医療体制の充実
柱4 学童期・思春期における保健対策の推進
基本目標3 豊かな心を育む教育環境の整備
柱1 次代の親の育成
柱2 青少年の健全育成と非行防止活動の推進
柱3 家庭や地域における教育力の向上
柱4 学校教育等の環境の整備
基本目標4 子育てしやすい生活環境の整備
柱1 生活・居住環境の整備
柱2 安全・安心なまちづくりの推進
基本目標5 仕事と家庭との両立の推進
柱1 仕事と子育てとの両立支援の推進
基本目標6 だれひとり取り残さない地域共生の推進
藤沢市子ども共育計画の6つの施政方針
施政方針1 気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ
施政方針2 子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する
施政方針3 暮らしや子育てを支援する
施政方針4 教育を受ける権利の保障と学びを支援する
施政方針5 修学、就労、自立に向けた支援をする
施政方針6 地域全体で共に支える基盤をつくる

（仮称）藤沢市子ども・若者共育計画

基本目標1 子ども・若者のライフステージを通じた施策の推進
柱1 一人ひとりの子ども・若者が主役 こどもまんなか社会づくりに向けた取組の推進
柱2 多様な体験活動の推進
柱3 生活習慣の定着に関する取組と基盤となる家庭教育の推進
柱4 子どもや若者への切れ目ない保健・医療の提供
柱5 子育てしやすい生活環境等の整備
柱6 非行・自殺・犯罪などから子ども・若者を守る取組
基本目標2 だれひとり取り残さない子ども・若者支援の推進
柱1 切れ目ない相談支援の充実と地域づくり
柱2 取り残さない学びへの支援
柱3 子どもを支え暮らしを支える支援の充実
柱4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
柱5 子どもの適切な養育に関する支援・児童虐待防止対策の推進
基本目標3 子どもの誕生前から幼児期までの支援の充実
柱1 妊産婦・乳幼児期までの切れ目ない保健・医療の充実
柱2 子育て支援サービスの充実
柱3 乳幼児期の保育・教育の充実
基本目標4 学童期・思春期の支援の充実
柱1 学校がプラットフォームの役割を担った地域社会との協働
柱2 多様なニーズへの対応や社会的自立に向けた教育の推進
柱3 学童期・思春期における心身の健康の充実
柱4 子ども・若者の居場所の充実
基本目標5 青年期の支援の充実
柱1 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実
柱2 ライフデザインを考える機運の醸成
基本目標6 子育て当事者への支援の充実
柱1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
柱2 共働き・共育での推進
柱3 ひとり親家庭への支援
基本目標7 子ども・若者の意見聴取・意見反映
柱1 こどもまんなか社会の実現に向けた取組の推進
基本目標8 地域全体で共に支える基盤をつくる
柱1 子ども・若者や子育てなどを支援する担い手の確保・育成・支援
柱2 地域活動の支援とネットワークづくり

（5）本計画の進捗管理

現行計画の進捗管理を担っている藤沢市子ども・子育て会議では、新たに若者枠の市民委員を選任するなど、子ども・若者の意見が反映できるような仕組みづくりをはじめとしています。引き続き、計画の進捗管理については、藤沢市子ども・子育て会議を活用するとともに、子ども・若者の意見を聴取する仕組みを拡張しながら、進めていきます。

なお、生活実態調査においても、生活満足度が低い子どもについては、様々な課題が表出していることが明らかになっていることから、すべての事業を通じて生活満足度を向上させる取組が重要です。そのため、生活満足度を指標にしますが、当該指標は社会情勢や調査時の回答者本人の気持ちなどに大きく影響を受けることから、次のとおり生活満足度に関連するものとして、あわせて指標を設定します。

- ア「自分のことが好きだ」と思う子ども・若者の割合（自己肯定感の高さ）
- イ「自分は価値のある人間だ」と思う子ども・若者の割合（自己肯定感の高さ）
- ウ「自分の将来が楽しみだ」と思う子ども・若者の割合
- エ「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う若者の割合

3 (仮称) 藤沢市子ども・若者共育計画(素案)

資料2 参照

4 今後の予定

パブリックコメントを行うとともに、本計画に位置づける事業を確定し、藤沢市子ども・子育て会議での審議等を経て、令和6年度中に策定します。

令和6年	12月～	・パブリックコメントの実施
令和7年	1月～ 3月	・計画(案)の検討 ・2月市議会定例会子ども文教常任委員会において計画(最終案)の報告
	4月	・計画の確定 ・策定後の計画実行

以上

(事務担当 子ども青少年部 子育て企画課)